

入院基本料

- A100 一般病棟入院基本料
- A101 療養病棟入院基本料
- A102 結核病棟入院基本料
- A103 精神病棟入院基本料
- A104 特定機能病院入院基本料
- A105 専門病院入院基本料
- A106 障害者施設等入院基本料

療養病棟入院基本料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
	・主として長期にわたり療養の必要な患者	なし	3,650 211,592
	主な人員基準等	主な施設基準等	
1,198点 (入院基本料Cの場合)* 検査、投薬、注射、処置等を包括	看護職員 25対1 看護補助者 25対1	看護師比率 20% ・病棟単位で褥瘡の発生割合等について継続的に測定し、備え付けていること	

* 医療区分、ADL区分により点数が異なる

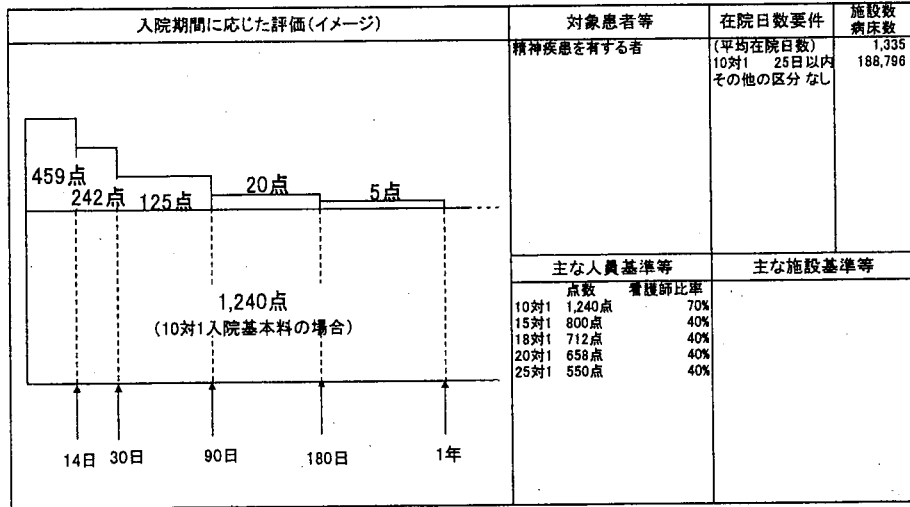
一般病棟入院基本料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
428点 192点 1,300点 (10対1入院基本料の場合) 1,105点	救急患者、重症患者等、急性期の治療を必要とする患者	(平均在院日数) 7対1 19日以内 10対1 21日以内 13対1 24日以内 15対1 60日以内	5,437 700,358
	主な人員基準等	主な施設基準等	
	点数 看護師比率 7対1 1,555点 70% 準7対1 1,495点 70% 10対1 1,300点 70% 13対1 1,092点 70% 15対1 954点 40% 15対1未満 575点	・7対1入院基本料: 看護必要度の基準を満たす患者を1割以上入院させる病棟である	
	・7対1の医師要件:当該病棟の入院患者数の10%以上の常勤医師 ・準7対1は7対1の医師の要件を満たさない場合に算定する		

結核病棟入院基本料

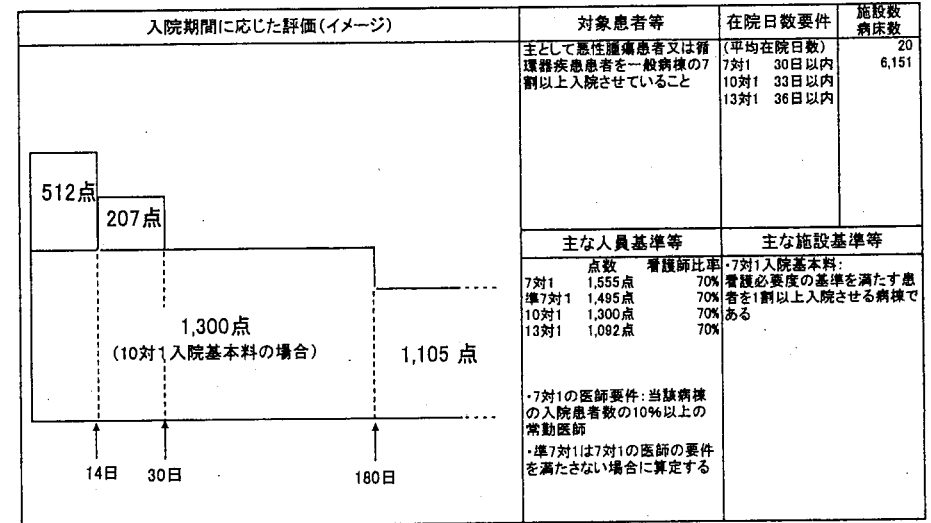
入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
400点 300点 100点 1,192点	結核の患者	(平均在院日数) 7対1 25日以内 10対1 25日以内 13対1 なし 15対1 なし 18対1 なし 20対1 なし	225 8,177
	主な人員配置等	主な施設基準等	
	点数 看護師比率 7対1 1,447点 70% 準7対1 1,387点 70% 10対1 1,192点 70% 13対1 949点 70% 15対1 886点 40% 18対1 757点 40% 20対1 713点 40%	・7対1入院基本料: 看護必要度の基準を満たす患者を1割以上入院させる病棟であること	
	・7対1の医師要件:当該病棟の入院患者数の10%以上の常勤医師 ・準7対1は7対1の医師の要件を満たさない場合に算定する		

精神病棟入院基本料



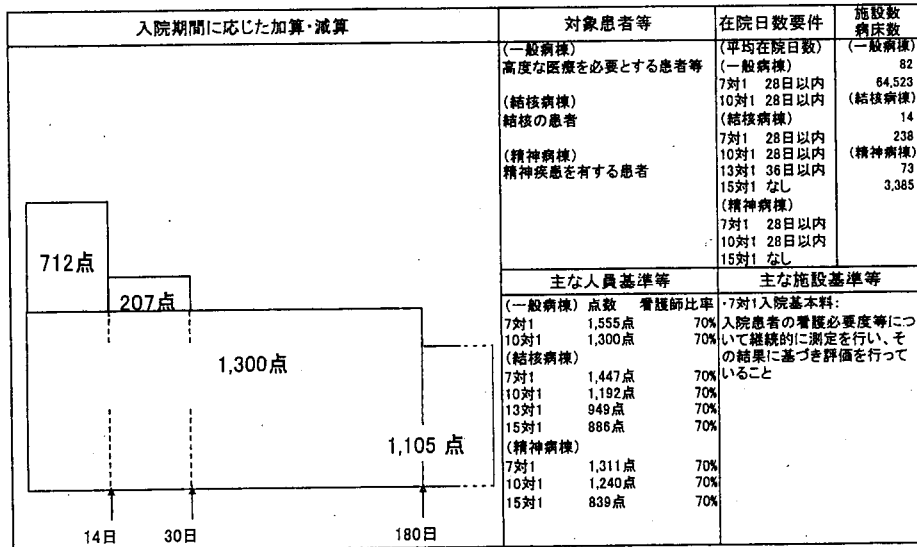
5

専門病院入院基本料



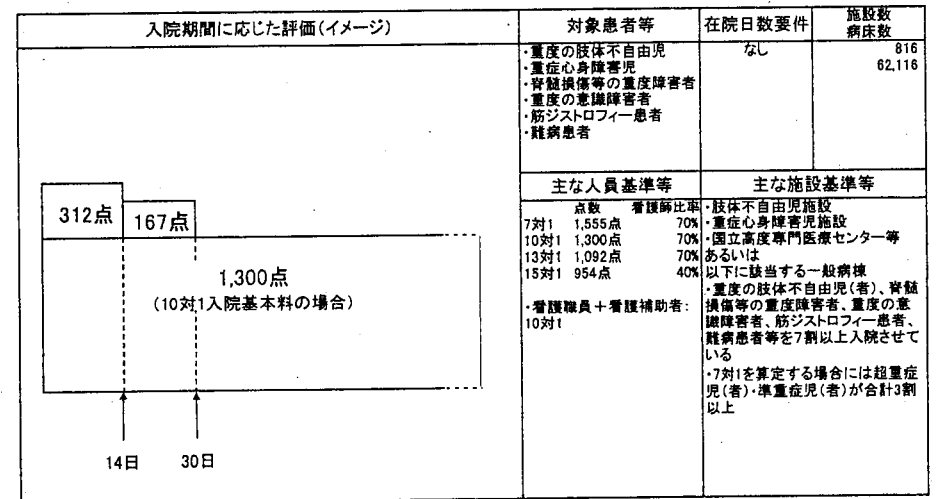
7

特定機能病院入院基本料



6

障害者施設等入院基本料



8

特定入院料

- A300 救命救急入院料
- A301 特定集中治療室管理料
- A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- A302 新生児特定集中治療室管理料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料(母胎・胎児集中治療室管理料)
- 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児集中治療室管理料)
- A304 広範囲熱傷特定集中治療室管理料
- A305 一類感染症患者入院医療管理料
- A306 特殊疾患入院医療管理料
- A307 小児入院医療管理料
- A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
- A308-2 亜急性期入院医療管理料
- A309 特殊疾患病棟入院料
- A310 緩和ケア病棟入院料
- A311 精神科救急入院料
- A311-2 精神科急性期治療病棟入院料
- A311-3 精神科救急・合併症入院料
- A312 精神療養病棟入院料
- A314 認知症病棟入院料

特定集中治療室管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
<p>8,760点 7,330点 検査、注射、処置、病理診断の一部を包括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全(心筋梗塞を含む。) ・急性薬物中毒 ・ショック ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等) ・広範囲熱傷 ・大手術後 ・救急蘇生後 ・その他外傷、破傷風等で重篤な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日を限度として算定 	<ul style="list-style-type: none"> 592 4,307
<p>主な人員基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること ・看護師:2対1* ※常時配置 		<p>主な施設基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療室面積:1床あたり15m² ・救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・ポータブルエックス線撮影装置 ・呼吸循環監視装置 ・特定集中治療室内に常時備えていること 	

救命救急入院料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
<p>11,200点 10,140点 8,890点 (救命救急入院料2の場合) 検査、注射、処置、病理診断の一部を包括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全(心筋梗塞を含む。) ・急性薬物中毒 ・ショック ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等) ・広範囲熱傷 ・大手術を必要とする状態 ・救急蘇生後 ・その他外傷、破傷風等で重篤な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日を限度として算定 	<ul style="list-style-type: none"> 202 6,453
<p>主な人員基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な救急患者に対する医療を行うのに必要な専任の医師及び看護師が常時配置されていること (入院料2) ・看護師:2対1* ※常時配置 		<p>主な施設基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること ・救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・ポータブルエックス線撮影装置 ・呼吸循環監視装置 ・救命救急センター内に常時備え付けていること 	

ハイケアユニット入院医療管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
<p>3,700点 検査、注射、処置、病理診断の一部を包括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全(心筋梗塞を含む。) ・急性薬物中毒 ・ショック ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等) ・広範囲熱傷 ・大手術後 ・救急蘇生後 ・その他外傷、破傷風等で重篤な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・21日を限度として算定 	<ul style="list-style-type: none"> 68 776
<p>主な人員基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師が常時、保険医療機関内に勤務していること ・看護師:4対1* ※常時配置 		<p>主な施設基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイケアユニット治療室の病床数は30床以下であること ・救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・呼吸循環監視装置 ・治療室内に常時備えていること ・重症度の基準を満たす患者を概ね8割以上入院させる 	

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H18 新設	・脳梗塞 ・脳出血 ・くも膜下出血	・14日を限度として算定	58 355
5,700点	主な人員基準等	主な施設基準等	
検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	・神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の常勤医師が常時、保険医療機関内に勤務している ・看護師:3対1* ・常勤の理学療法士又は作業療法士:当該治療室に1名以上 ※常時配置	・治療室の病床数は30床以下であること ・救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・除細動器 ・心電計 ・呼吸循環監視装置を治療室内に常時備えていること ・脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血の患者を概ね8割以上入院させていること ・脳画像撮影及び診断が常時可能であること ・脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅰ)、(Ⅱ)、又は(Ⅲ)の届出を行っていること	
14日			

総合周産期特定集中治療室管理料(1 母胎・胎児集中治療室管理料)

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
7,000点	・合併症妊娠 ・妊婦高血圧症候群 ・多胎妊娠 ・胎盤位置異常 ・切迫或早産 ・胎児発達遅延や胎児奇形などの胎児異常を伴うもの	・14日を限度として算定	75 600
検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	主な人員基準等	主な施設基準等	
21日	・専任の医師が常時、母胎・胎児集中治療室内に勤務している ・助産師又は看護師:3対1* ※常時配置	・治療室面積:1床あたり15m ² ・帝王切開が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となる体制があること ・都道府県知事が、総合周産期母子医療センターとして適当であると認めた病院であること ・救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・心電計 ・呼吸循環監視装置 ・分娩監視装置 ・超音波診断装置(カラードプラー法による血流測定が可能なものに限る。)を母胎・胎児集中治療室内に常時備え付けていること ・3床以上であること	

新生児特定集中治療室管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
8,500点	・高度の先天奇形 ・低体温 ・重症貧血 ・未熟児 ・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全(心筋梗塞を含む。) ・急性薬物中毒 ・ショック ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等) ・大手術後 ・救急蘇生後 ・その他外傷、破傷風等で重篤な状態	・出生時体重1,500g以上は21日を限度として算定 ・出生時体重1,000g以上1,500g未満は60日を限度として算定 ・出生時体重1,000g未満は90日を限度として算定	198 1,329
検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	主な人員基準等	主な施設基準等	
21日	・専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務している ・助産師又は看護師:3対1* ※常時配置	・治療室面積:1床あたり7m ² ・救急蘇生装置(気管内挿管セット) ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・微量輸液装置 ・経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 ・酸素濃度測定装置 ・光線治療器を新生児特定集中治療室内に常時備えていること	
60日			
90日			

総合周産期特定集中治療室管理料(2 新生児集中治療室管理料)

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
8,500点	・高度の先天奇形 ・低体温 ・重症貧血 ・未熟児 ・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全(心筋梗塞を含む。) ・急性薬物中毒 ・ショック ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)	・出生時体重1,500g以上は21日を限度として算定 ・出生時体重1,000g以上1,500g未満は60日を限度として算定 ・出生時体重1,000g未満は90日を限度として算定	75 781
検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	主な人員基準等	主な施設基準等	
21日	・専任の医師が常時、新生児集中治療室内に勤務している ・助産師又は看護師:3対1* ※常時配置	・治療室面積:1床あたり7m ² ・都道府県知事が、総合周産期母子医療センターとして適当であると認めた病院であること ・救急蘇生装置(気管内挿管セット) ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・微量輸液装置 ・経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 ・酸素濃度測定装置 ・光線治療器を新生児特定集中治療室内に常時備えていること ・6床以上であること	
60日			
90日			

広範囲熱傷特定集中治療室管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
	・第2度熱傷30%程度以上の重症 広範囲熱傷患者で医師が広範囲熱傷特定集中治療室管理が必要であると認めた者 ・熱傷には電撃傷、薬傷及び凍傷が含まれる	・60日を限度として算定	25 52
7,890点 検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	主な人員基準等 ・専任の医師が常時、広範囲熱傷特定集中治療室内に勤務している ・看護師:2対1* ※常時配置	主な施設基準等 ・治療室面積:1床あたり15m ² ・熱傷用空気流動ベッド ・救命蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・心電図モニター装置 を特定集中治療室内に常時備えていること	
		60日	

17

特殊疾患入院医療管理料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H12 新設 1,943点 診療に係る費用は包括*	・脊髄損傷等の重度障害者 ・重度の意識障害者 ・筋ジストロフィー患者 ・神経難病患者	なし	39 608
	主な人員基準等 看護職員+看護補助者:10対1 看護職員比率:50% 看護師比率:20%	主な施設基準等 病室床面積: 患者1人あたり6.4m ² 以上	

*一部加算とインターフェロン製剤、抗ウイルス製剤、血友病治療に係る血液凝固因子等は除く

19

一類感染症患者入院医療管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
	・新感染症又は一類感染症に罹患している患者 ・新感染症又は一類感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者	・14日を限度として算定	19 79
8,890点 検査、注射、処置、病理診断の一部を包括	主な人員基準等 ・看護師:2対1* ※常時配置	主な施設基準等 ・感染症法第6条第12項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第13項に規定する第一種感染症指定医療機関であること	
		7日	14日

18

小児入院医療管理料

入院期間に応じた加算・減算	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H12 新設 H14 より手厚い配置の2区分を追加 H20 手厚い人員配置の1区分を追加 4,500点 (小児入院管理料1の場合) 診療に係る費用は包括*1	・15歳未満の入院患者	(平均在院日数) ・管理料1: 21日以内 ・管理料2: 21日以内 ・管理料3: 28日以内*2 ・管理料4: なし (*2当該病種を含めた一般病種の入院患者の平均在院日数)	・管理料1: 35 2,704 187 7,986 329 8,868 105 -
	主な人員基準等 ・病院内の小児科常勤医師 管理料1 20名 管理料2 5名 管理料3 3名 管理料4 1名 ・看護配置 管理料1 7対1*3 管理料2 7対1 管理料3 10対1 管理料4 15対1 (*3夜間も含め、常時3対1の看護師の配置)	主な施設基準等 ・小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること	

*1 投薬・注射・麻酔等の費用を除く

20

回復期リハビリテーション病棟入院基本料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H12 新設 H20 入院料1、重症患者回復病棟加算新設	・脳血管疾患又は大脳 骨頸部骨折等の回復期 リハビリテーションの必 要性が高い患者を8割以 上入院させている	なし	・入院料1 195
			・入院料2 716
1,690点 (入院料1の場合) 診療に係る費用は包括※1	主な人員基準等 ・専任の医師:1名 ・専従の理学療法士:2名 ・専従の作業療法士:1名 ・看護職員:15対1 ・看護師比率40%	主な施設基準等 ・病室面積:患者1人あたり8.4m ² ・患者の利用に適した浴室及び便所 ・廊下の幅 1.8mが並みしい (ただし両側に居室がある場合2.7m) (入院料1) ・新規入院患者のうち1割5分以上が重 症の患者であること ・在宅復帰率が6割以上であること	5,047(一般) 6,555(療養)
			13,770(一般) 25,296(療養)

※1 リハビリテーションに係る費用等を除く
 ※2 高次脳機能障害を伴う重症脳血管障害等の場合

特殊疾患病棟入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H6 特殊疾患療養病棟新設 H18 H20に準じ予定とされた H20 特殊疾患病棟と名称変更し存続、対象患者の見直し	・腎臓機能等の重度障害者 ・重度の意識障害者 ・筋ジストロフィー患者 ・神経難病患者	なし	・入院料1 84
			・入院料2 109
1,943点 (入院料1の場合) 診療にかかる費用は包括※1	主な人員基準等 ・病棟に専任の常勤医師の 配置 ・看護職員+看護補助者: 10対1 ・看護職員比率:50% ・看護師比率:20% ※2	主な施設基準等 ・病棟床面積:患者1人につき16m ² (入院料1) ・一般病棟 ・当該病棟の入院患者の概ね8割 以上が、腎臓機能等の重度障害 者、重度の意識障害者、筋ジス トロフィー患者又は神経難病患者 (入院料2) ・一般病棟又は精神病棟 ・肢体不自由児施設、重症心身障 害児施設、国立高度専門医療セ ンター等 ・当該病棟の入院患者の概ね8割 以上が、重度の肢体不自由児 (者)等の重度の障害者(入院料1 の対象者を除く)	4,251 7,739
			109 7,739

※1 一部加算とインターフェロン製剤、抗ウイルス製剤、血友病治療に係る血液凝固因子等は除く
 ※2 入院料2の肢体不自由児施設等については看護配置の基準なし

亜急性期病棟入院医療管理料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H16 新設 H20 入院医療管理料2、新設	(入院料1) ・急性期治療を経過した患 者又は在宅・介護施設等か らの患者であって症状の急 性増悪した患者等 (入院料2) ・急性期治療を経過した患 者	なし	・入院料1 1,017
			・入院料2 45
2,050点 (入院料1の場合) 診療に係る費用は包括※1	主な人員基準等 ・看護職員 13対1 ・看護師比率70% ・在宅復帰支援担当者 1名	主な施設基準等 ・病室面積:患者1人あたり8.4m ² 以上 ・診療録管理体制作加算を算定していること ・在宅等復帰率が6割以上であること	11,951 900
			900

※1 リハビリテーション、1000点を超える処置、手術等を除く
 ※2 亜急性期入院医療管理料2の場合は60日

緩和ケア病棟入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H2 新設 H6 対象患者に後天性免疫不全症候群を追加 H20 地域の医療機関との連携等の要件追加	・苦痛の緩和を必要と する悪性腫瘍及び後 天性免疫不全症候群 の患者	なし	193 3,780
			3,780
3,780点 診療に係る費用は包括※	主な人員基準等 ・常勤の医師:1名 ・看護師:7対1	主な施設基準等 ・病棟床面積:患者1人あたり30m ² 以上 ・病室の床面積:患者1人あたり8m ² 以上 ・患者家族の控え室、患者専用の台 所、面談室、一定の広さを有する談話 室	193 3,780
			193 3,780

※ 除外薬剤・注射薬の費用等を除く

精神科救急入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H14 新設 H20 地域の人口規模を考慮した要件緩和 在宅移行患者の割合が高い施設について評価引き上 	新規患者 ^{※1} のうち、 ・器質性精神障害 ・精神作用物質使用による精神及 ・行動の障害 ・統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害 ・気分障害 ・神経症性障害、ストレス関連障害 及び身体表現性障害 ^{※3} ・成人の人格及び行動の障害 ^{※4} ・知的障害 ^{※5}	・3月を限度として算定	42 2,616
	主な施設基準等 ・1看護単位あたりの病床数は60床以下 ・当該病棟の病床のうち個室が半数以上 ・検査及びCT撮影の速やかな実施体制 ・4割以上が新規患者 ・精神科救急外来診療が常時可能	主な人員基準等 ・常勤医師:16対1 ・常勤精神保健指定医:病棟に1名 病院に5名以上 ・看護師:10対1 ・常勤精神保健福祉士:病棟に2名 以上	主な施設基準等 ・時間外・休日・深夜における診療件数が年間 200件以上か地域人口 ^{※6} 対2.5倍以上 ・当該病棟の年間新規患者のうち6割以上が 措置入院等 ^{※8} ・年間30件以上あるいは地域の1/4以上の措 置入院、緊急措置入院、応急入院の受け入れ (入院料1) ・新規患者のうち6割以上が3ヶ月以内に在宅 へ移行 (入院料2) ・新規患者のうち4割以上が3ヶ月以内に在宅 へ移行

※1 一部加算、精神科専門療法、手術、麻酔、放射線治療は除く
 ※2 措置入院患者、緊急措置入院患者又は応急入院患者又は入院当初から当該病棟に入院している患者
 ※3 自殺、自傷行為及び栄養障害・脱水等の生命的危険を伴う状態に限る ※4 精神疾患を有する状態に限る
 ※5 都道府県又は1精神科救急医療圏と1機関病院が対となって明確に区分された圏域がある場合は当該圏域
 ※6 措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院又は医療観察法入院

精神科救急・合併症入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H20 新設 	・措置入院患者、緊急措置 入院患者、応急入院患者 ・入院当初から当該病棟に 入院している患者 ・身体疾患の治療のため一 般病棟に入院した後に当該 病棟に入院した患者 ・入院前3ヶ月に精神科病棟 に入院したことがない患者 主な人員基準等 ・常勤医師:16対1 ・常勤精神保健指定医:病 棟に3名、病院に5名以上 ・看護師:10対1 ・精神保健福祉士:病棟に2名 以上	なし	0 0
	主な施設基準等 ・救命救急センター ・精神科救急医療施設 ・合併症ユニットを有する ・必要な検査及びCT撮影が速や かに実施できる体制を確保 ・1ヶ月の延べ入院日数のうち4割 以上が新規患者の延べ入院日数 ・新規患者のうち4割以上が3ヶ月 以内に在宅へ移行 ・精神科救急外来診療が常時可能 ・時間外・休日・深夜における診療 件数が年間200件以上か地域人口 ^{※6} 対2.5倍以上 ・当該病棟の年間新規患者のうち6 割以上が措置入院、緊急措置入 院、医療保護入院、応急入院、鑑 定入院、医療観察法入院または合 併症ユニットへ入院する患者 ・年間30件以上あるいは地域の 1/4以上の措置入院、緊急措置入 院、応急入院の受け入れ		

※1 一部加算、精神科専門療法、手術、麻酔、放射線治療は除く
 ※2 都道府県又は1精神科救急医療圏と1機関病院が対となって明確に区分された圏域がある場合は当該圏域

精神科急性期治療病棟入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H18 30日以内の区分を新設 	・入院前3ヶ月に精神科病棟に 入院したことがない患者 ・急性増悪のため当該病棟で 治療が必要な患者 ・入院当初から当該病棟に入 院している患者	なし ・入院料1 219 10,967 ・入院料2 20 1,016	
	主な人員基準等 ・常勤精神保健指定医:病棟 に1名、病院に2名以上 ・常勤精神保健福祉士又は常 勤臨床心理技術者:病棟に1 (入院料1) ・看護職員:13対1 ・看護師比率40% ・看護補助者:30対1 (入院料2) ・看護職員:15対1 ・看護師比率40% ・看護補助者:30対1	主な施設基準等 ・精神科救急医療システムに参加 ・特定機能病院であるか当該病 棟の病床数の7割以上又は200床 以上が精神科病 ・病棟に隔離室 ・4割以上が新規患者 ・新規患者のうち4割以上が3ヶ月 以内に在宅へ移行	

※1 一部加算、精神科専門療法、手術、麻酔、放射線治療は除く

精神療養病棟入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
H18 従来1と2に区分されていた入院料を高い基準に一本化 	主として長期にわたり療養 の必要な精神障害患者	なし	619 90,382
	主な人員基準等 ・常勤精神保健指定医:病 棟に1名、病院に2名以上 ・看護職員+看護補助者: 15対1 ・看護職員比率50% ・看護師比率20% ・病院に精神保健福祉士又 は臨床心理技術者 ・病棟に常勤の作業療法士 又は作業療法の経験を有 する常勤看護職員	主な施設基準等 ・病棟床面積:患者1人につき18m ² ・病室床面積:患者1人につき5.8m ² ・病棟に談話室、食堂、面会室、浴 室及び公衆電話 ・病院に作業療法室又は生活機能 回復訓練室	

※1 一部加算と精神科専門療法、インターフェロン製剤、抗ウイルス製剤、血友病治療に係る血液凝固因子等は除く

認知症病棟入院料

入院期間に応じた評価(イメージ)	対象患者等	在院日数要件	施設数 病床数
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>1,330点</p> <p>1,180点</p> <p>(入院料1の場合) 診療にかかる費用は包括※1</p> </div> <p style="text-align: center;">↑ 90日</p>	・精神症状・行動異常が特に著しい 重度の認知症患者	なし	・入院料1 373 ・入院料2 62
	・精神保健福祉士又は臨床心理技 術者:病院に専従1名 ・精神科医師:病院に1名 (入院料1) ・看護職員:20対1 ・看護師比率20% ・看護補助者:25対1 ・作業療法士:認知症病棟専従1名 (入院料2) ・看護職員:30対1 ・看護師比率20% ・看護補助者:25対1 ・認知症患者の作業療法の経験を 有する看護師(作業療法士が週1回 以上評価)	・病棟床面積:患者1人につ き18m ² ・60m ³ 以上の専用生活機能 訓練室 ・生活機能訓練を患者1人 あたり1日4時間週5回行う	主な人員基準等

※1 一部加算と精神科専門療法、インターフェロン製剤、抗ウイルス製剤、血友病治療に係る血液凝固因子等は除く